

京都市訓令甲第19号

庁中一般

区役所

市立大学

事業所

京都市要休養職員取扱規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月29日

京都市長 桧本 賴兼

第3条第1項中「職員の分限に関する条例」を「京都市職員の分限に関する条例」に改める。

附則第3項を次のように改める。

3 京北町の区域の編入の日の前日に同町の職員であった者で、引き続き本市の職員として採用されたものに対する第2条第1項第2号の規定の適用については、同号中「結核性呼吸器病以外の傷病による休務」とあるのは「結核性呼吸器病以外の傷病による休務及び病気休暇（旧京北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定により取得した病気休暇をいう。以下同じ。）」と、「当該休務」とあるのは「当該休務及び病気休暇」と、「これらの休務」とあるのは「これらの休務及び病気休暇」と、「休務したものとみなす」とあるのは「休務し、及び病気休暇を取得したものとみなす」とする。

附則第4項を削る。

附 則

この訓令は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する

（総務局人事部厚生課）